

岡山市へ転入される方へ（手続きのご案内）



ようこそ☆
岡山市へ

- 転入される時の手続きをお知らせしています。必要な方は窓口で手続きをしてください。
- 手続きの際には、ご本人確認をさせていただきます。運転免許証や保険証など、お名前の確認できるものをお持ちください。また、印判（認印）が必要な手続きもあります。急のためにお持ちください。

平成28年3月1日現在

※ ここにご紹介した手続きは主なものです。その他の手続きは窓口でおたずねください。

岡山市のイメージキャラクター「ミッコ・ハッコ」

手続きの種類	説明	受付窓口	
転入届（住民異動届）	前の市区町村の転出証明書、または特例の転出届をされた方は住民基本台帳カードを持って、手続きをしてください。また、外国人住民の方は、在留カードまたは特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）をあわせてお持ちください。	◎ ○ △	
マイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ）	前の市区町村で交付されたマイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カードは、転入の手続きをした日から90日以内に継続利用の手続きをしてください。	◎ ○ △	
通知カード（交付を受けている方のみ）	券面記載事項の変更等を行いますので、転入届と同時に提出してください。	◎ ○ △	
印鑑登録	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。	◎ ○ △	
国民健康保険	新たに加入手続きをしてください。（社会保険等に加入している方は手続き不要です。）また、保険料の支払いについて口座振替の手続きをしてください。	◎ ○ △	
介護保険	介護認定を受けている方及び介護認定申請中の方は手続きをしてください。	◎ ○ △	
小中学校の児童・生徒	転入届後に、転入学通知書をお渡しします。転入学通知書と前の学校の在学証明書、教科書給与証明書を持って、新しい学校へ行ってください。	◎ ○ △	
国民年金	厚生年金から国民年金へ変更される方は、前の勤務先の資格喪失証明書等を持参のうえ、加入手続きをしてください。なお、年金受給者の住所変更は年金事務所や共済組合への届出が必要です。	◎ ○ △	
後期高齢者医療	県外から転入された方は、負担区分等証明書を持って、手続きをしてください。また、保険料の支払いについて口座振替の手続きをしてください。	◎ ○ □	
児童手当	前住所地の転出予定日の翌日から数えて15日以内に請求手続きを行ってください。	◎ ○	
乳幼児医療費受給資格証	小学校就学前のお子様の健康保険証を持って、手続きをしてください。	◎ ○ □	
子ども医療費受給資格証	小学生（平成28年4月1日現在）のお子様の健康保険証を持って、手続きをしてください。なお、中学生は入院分のみが対象です。必要な方はお子様の健康保険証を持って、手続きをしてください。	◎ ○ □	
児童扶養手当	受給中の方は、転入後、前の市区町村の証書等を持って、手続きをしてください。	◎ ○ □	
ひとり親家庭等医療費受給資格証	新たに申請が必要です。	◎ ○ □	
心身障害者医療費受給資格証	新たに申請が必要です。	◎ ○ □	
健康手帳・健康診査カード	岡山市が行うがん検診・後期高齢者健診に必要です。必要な方は申請してください。	◎ ○ △	保健所：健康づくり課 保健所：保健センター
妊婦一般健康診査受診票	前の市区町村の受診票を岡山市のものとの交換してください。保健所健康づくり課、保健センター以外の窓口で申請された場合、受診票は後日郵送になります。	◎ ○ △	保健所：健康づくり課 保健所：保健センター
乳児一般健康診査受診票	1歳に到達した月の月末までのお子様を対象です。前の市区町村の受診票を岡山市のものとの交換してください。	◎ ○ △	保健所：健康づくり課 保健所：保健センター
予防接種手帳	小学1年生～13歳未満のお子様には児童用予防接種手帳をお渡しします。小学校就学前のお子様には、転入手続きの翌月に乳幼児用予防接種手帳が郵送されます。	◎ ○	
ももっこカード（子育て家庭応援カード）	妊婦の方及び小学6年生までのお子様を持つ家庭が対象です。必要な方は、申請してください。	◎ ○	
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	必要な方は登録の手続きをしてください。	○	区：市税事務所
一般廃棄物（可燃性のごみ及び不燃性のごみ）処理手数料免除申請	「2歳未満の乳幼児のいる人」「身体障害者手帳1級または2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が在宅の方」「障害者で紙おむつの支給を受けている人」「介護保険要介護4以上または要介護3で紙おむつを使用している在宅の人」「低所得世帯」「生活保護世帯」が対象です。なお、受付窓口がそれぞれ異なりますので、窓口でおたずねください。	○ △	「2歳未満の乳幼児のいる人」 区：総務・地域振興課 市：環境事業課 ※その他は窓口でおたずねください。
し尿収集	必要な方は、申請してください。ただし御津、建部支所管内の方は業者へ直接連絡してください。なお、業者がわからない場合は環境事業課へお問い合わせください。	○	区：総務・地域振興課 市：環境事業課

※1 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、身体障害者手帳、療育手帳などの手続きは、福祉事務所または支所へ。

※2 これ以外にも各人によって必要な手続きがあります。詳細については、それぞれの担当部署へお問い合わせください。市役所代表電話：086-803-1000